

平成31年度 集中管理車管理業務委託仕様書

1. 委託期間 平成31年(2019年)4月1日～2019年8月31日(5カ月)
但し、火曜日、土曜日、日曜日、祝日、を除く。なお、タイヤ交換作業(年1回)は担当と打ち合わせの上、土日祝日に行う。
2. 業務時間 週4日(火曜日を除く)。その内週3日(月・水・金)は更埴庁舎で業務を行う。木曜日は戸倉庁舎又は上山田庁舎で業務を行う(戸倉・上山田庁舎は隔週)。
8時30分～17時15分とする。
休憩時間は、12時00分から13時00分(60分)
※ 原則として休憩時間は、拘束しない。
3. 業務内容 **【更埴庁舎】**
 - ① 管理車両の鍵の出し入れ
 - ② 管理車両の車両点検、整備、修理の手配
 - ③ 稼働状況のパソコンへの入力及び管理台帳・作業日報の作成
 - ④ 管理車両の簡易洗車、清掃(1日4台程度)
 - ⑤ 夏用、冬用タイヤ(ホイール付)の脱着交換
28台×4本=112本(1回)**【戸倉庁舎】**
 - ① 管理車両の車両点検
 - ② 作業日報の作成
 - ③ 管理車両の簡易洗車、清掃(1日4台程度)
 - ④ 夏用、冬用タイヤ(ホイール付)の脱着交換
2台×4本=8本(1回)**【上山田庁舎】**
 - ① 管理車両の車両点検
 - ② 作業日報の作成
 - ③ 管理車両の簡易洗車、清掃(1日4台程度)
 - ④ 夏用、冬用タイヤ(ホイール付)の脱着交換
11台×4本=44本(1回)
4. 管理車両 別紙のとおり
(年度途中において車両の異動・廃止・新規導入等があった場合は、別途協議する)
※ 入札書には、**5カ月分の金額を記載してください。(税抜でお願いします。)**
なお、タイヤ交換作業を含めた金額を記載してください。
(タイヤ交換に係る工具等については委託先で用意すること)